

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 今月の視点

### 少額減価償却資産の取得価額 拡充で上限 40 万円未満へ！

#### 制度の目的と背景

中小企業者が事業に必要な少額の設備や備品を購入した際、その費用を購入年度に一括して経費計上できる「少額減価償却資産の特例」が令和 8 年度税制改正で拡充・延長され、令和 8 年 4 月 1 日以後の取得分から適用されます。本来、減価償却資産は耐用年数に応じて毎年少しずつ費用計上するのが原則です。しかし、それでは資産管理の事務処理が煩雑になります。本特例は中小企業の事務負担を軽減し、積極的な設備投資を後押しするために設けられたものです。約 66 万社が活用しており、令和 5 年度の適用総額は 3,728 億円に上ります。

#### 今回の改正ポイント

改正前は取得価額「30 万円未満」の資産が対象でしたが、今回の改正で「40 万円未満」へと上限額が引き上げられました。これにより、これまで対象外だった 30 万円から 40 万円未満の設備・ソフトウェア等も一括損金算入が可能となります。適用上限は年間合計 300 万円で、この点は改正前と変わりません。適用期限は令和 10 年度末（令和 11 年 3 月 31 日）まで 3 年間延長されます。なお、貸付けの用に供した資産（主要な事業として行われるものを除く）は引き続き対象外となりますのでご注意ください。

#### 対象企業と要件の確認

この特例を利用できるのは青色申告書を提出する「中小企業者等」に該当する法人です（個人も青色中小事業者であれば利用可）。資本金額または出資金額が 1 億円以下の法人が基本となりますが、大法人の子会社等や通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社、適用除外事業者（過去 3 年間の平均所得金額が 15 億円を超える事業者）は対象外です。従業員数は中小企業者で 400 名以下、出資金等が 1 億円超の組合等では 300 名以下が要件となります。自社が確実に対象に該当するかは、税理士に確認のうえで購入の検討をお願いします。

#### 経営者がいま行うべき行動

単価 30 万円以上 40 万円未満の備品・ソフトウェア・工具等の購入を検討している場合、一括費用計上が可能となりますから、年間合計 300 万円枠の管理と購入タイミングを確認し、投資計画の見直しに着手してください。税務申告の際には適用漏れのないように、顧問税理士との早めの打ち合わせをお勧めします。



40万円未満のPC  
は今年4月から全  
額経費にすること  
ができます！

## 令和8年4月開始事業年度から 防衛特別法人税がスタート！

### 令和8年4月より防衛特別法人税が導入

既にニュースなどでお聞き及びいかもかもしれませんが、令和8年4月1日に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税がスタートします。この税金は、法人税の額を課税標準として課される国税（いわゆる法人税の付加税）であり、法人税の課税対象となるすべての法人に対して課されます。

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税が課せられる法人
税額計算	(基準法人税額一年 500 万円) ×4%

基準法人税額とは、所得税額控除などの税額控除を控除する前の金額となります。

### 法人税申告書の様式も変わります

防衛特別法人税は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、この税については、赤字であるため基準法人税額がゼロとなる場合や、基礎控除額（年 500 万円）を控除することで税額がゼロとなる場合であっても税額欄に「0」と記載して申告する必要があります。

ただ、法人税の確定申告書「別表一」の様式が変わり、「防衛特別法人税」を記載できるような「別葉」が追加されていますので、新様式の申告書に従って記載していくことになります（令和8年3月以前に開始した事業年度については、この「別葉」には数字を記載せず申告します）。

### 会計処理は「地方法人税と同じ」

企業会計基準委員会（ASBJ）は、実務対応報告で、防衛特別法人税の会計処理について、地方法人税と同様に取り扱うと示しています（PLは法人税等、BSは未払法人税等）。また、大企業などが税効果会計を適用する場合には、実効税率の計算や繰延税金資産等の回収可能性の検討時に、防衛特別法人税の税率を加味することになります。

### 中小法人は所得が約 2,400 万円から課税

資本金 1 億円以下の中小法人の場合、法人税の軽減税率（所得が年 800 万円以下の部分が 15% 課税）が適用されることを考えると、基準法人税額が 500 万円を超える所得は、概ね 2,400 万円ぐらいとなります。

### 制度導入初年度は中間申告なし

なお、制度導入初年度の中間申告の必要はありません。令和9年4月以後に開始する事業年度から、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税について、中間申告書を提出する必要があります。



申告書の新しい様式や書き方に少し注意しましょう



取締役の解任手続きと正当理由の有無～会社が負う責任とは？（2回目）

**【質問】**

問題のある取締役を解任したいのですが、株主総会で決議すれば足りるのでしょうか。手続きに不備があると無効になるのではないかと、また、正当な理由がないとして損害賠償を請求されないかと不安です。

**【回答】**

前回は、株主総会の普通決議で取締役を解任できるが点につき、労働者と比較しながら解説しました。

今回は、取締役会設置会社において、取締役を解任するための手続きについて解説します。

**【解説】**

2. 取締役を解任する手続き（取締役会設置会社）

取締役を解任するに当たりその理由は問いませんが、会社法が定めた手続きに従う必要があります。

現場実務を見ていると、特に中小企業ではこの手続きに従っておらず、結果的に取締役の解任が無効になってしまうというパターンを数多く見かけます。

そこで、以下では、取締役を解任するために必要となる手続きの概要を確認しつつ、現場実務で見落とされがちな事項を指摘します。

**【手続き①】 取締役会の招集**

取締役を解任するための株主総会を開催するためには、まずは取締役会で株主総会開催を決める必要があります（会社法第298条第4項）。

このため、まずは取締役会を開催するための招集手続きを実施する必要があります。

多くの会社では、招集手続きルールについて定款に何らかの規定を設けているため、まずは定款を確認する必要があります。定款に特に規定がない場合は、次のような会社法が定めるルールに則って招集手続きを実施することになります。

■各取締役が招集する（会社法第366条第1項）

■招集通知を発送する

（※招集通知記載事項は法定化されていませんが、最低限日時と場所は記載すべきです）

（※発送方法は法定化されていませんが、履歴が残る手紙やメール等を用いることをお勧めします）

（※解任対象となる取締役に対しても招集通知を発送する必要があります）

■取締役会開催の1週間前までに招集通知を発送する（会社法第368条第1項）

（※この「1週間」のカウントですが、発送日と開催日を除く期間が1週間という意味です。例えば、6月15日に取締役会を開催する場合、6月7日までに招集通知を発送する必要があります）

## 【手続き②】取締役会での決議

取締役会にて、(臨時)株主総会開催を決議する必要があります。

この際、「株主総会の日時及び場所」、「株主総会の目的である事項があるときは、当該事項」など会社法第 298 条第 1 項に定める内容を決議対象とする必要があります。

なお、決議に際しては、定足数や決議要件等について、定款で何らかの規定（法律より要件が加重されていないか等）が設けられていないかを確認する必要があります。

定款に特に規定がない場合は、次のような会社法が定めるルールに則って取締役会決議を実施することになります。

### ■ 議決に加わることができる取締役の過半数が出席しているか確認（定足数、会社法第 369 条第 1 項）

（※解任対象となる取締役は、特別利害（会社法第 369 条第 2 項）があるものとして取扱うのは一般的です。この場合、解任対象となる取締役は定足数から外すことになります）

### ■ 出席方法の確認

（※委任状や代理による出席は認められません）

（※いわゆる書面決議（持回り決議）は、会社法第 370 条の要件を充足しない場合が多いことに注意を要します）

（※オンラインシステムを用いて参加することは可能ですが、通信状況を確認する必要があります）

### ■ 出席取締役の過半数となるのか確認（会社法第 369 条第 1 項）

（※同様に解任対象となる取締役は、特別利害（会社法第 369 条第 2 項）があるものとして取扱うのは一般的です。この場合、解任対象となる取締役は出席取締役数から外すことになります）

（※なお、決議には参加させないものの、事後の損害賠償問題を見据え、解任対象となる取締役を審議に参加させ弁明させるといった、現場実務の工夫も見られます）

### ■ 「過半数」の意味内容の確認

（※例えば、取締役が 4 人の場合、過半数とは 3 人以上の場合を指し、2 人では過半数に達したことにはなりません）

### ■ 取締役会議事録の作成

■大阪府の事業者様限定補助金のご案内

先月ご案内しました、大阪府の新補助金「利益率向上・賃上げ支援事業補助金」について、詳細が発表されました！

【利益率向上・賃上げ支援事業】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110050/keieishien/rieki/riekiritur8.html>

**令和8年度 利益率向上 賃上げ 支援事業**

物価高騰などの厳しい環境下で、資金の引上げは社員の暮らしを守る重要な課題です。賃金引上げに必要なのは、単に費用を捻出することではなく、利益が出る仕組みを作ること。本事業では生産性の向上や売上拡大を通じて、利益率を高める取組みを幅広く支援します。

**事業概要**

- 支援内容
  - 【補助金上限】 500万円(補助率2/3)
  - 【採択者数】 600者程度
  - 【伴走支援】 100者
- 対象者
  - 資金の引上げに向け利益率の向上に取り組み府内中小企業者等

**対象となるもの**

- 事業
  - 生産性向上や売上拡大等により利益率向上を図る事業
- 事業の例
  - 【生産性向上の例】
    - AI搭載システムを導入し、業務を自動化・標準化する
    - 製造設備を新型機器へ入れ替え、生産効率を向上させる
  - 【売上拡大の例】
    - 既存製品を新市場向けに最適化し、新規顧客を獲得する
    - 既存顧客への購買誘導フォローの仕組みを構築し、リピート率を高める
- 経費
  - 機械装置・システム構築費、開発費、専門家経費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

本補助金は、大阪府内の中小事業者を対象に、生産性向上や省力化による「利益率向上」と「賃上げ」を支援する制度となっています。

補助上限額は500万円、補助率は2/3となっており、比較的活用しやすい制度設計となっています。

対象経費としては、機械装置・システム導入・販売促進費・専門家経費等が想定されており、特に業務効率化や省力化につながる設備投資との相性が良い補助金といえます。

一方で、建物の建設・改修・撤去等の工事費は対象外とされているため、投資内容の整理には注意が必要です。

また、本補助金では単なる設備導入だけではなく、

- ・省力化による人件費削減
- ・高粗利商品の増産
- ・業務効率化による生産性向上

など、投資によってどのように利益率改善につながるかを具体的に示すことが重要になると考えられます。

さらに、「利益率向上」と「賃上げ」をどのように結び付けるかというストーリー性も重視されることが予想されるため、単発的な投資ではなく、中長期的な経営改善計画として整理していくことがポイントとなります。

募集開始後は申請が集中することも予想されるため、活用をご検討されている事業者様は早めの準備をおすすめいたします。

ご興味ございましたらお気軽にご相談ください。